

平成30年11月22日
文化審議会国語分科会

「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）

文化審議会国語分科会では、衆議院文部科学委員会決議（平成30年5月30日）、参議院文教科学委員会附帯決議（平成30年6月12日）を受け（参考1）、国語課題小委員会において、常用漢字表への「碍^{がい}」の字の追加の可否に関する検討を開始した。この検討は、常用漢字の選定基準に関わる問題であるため、相応の審議を必要とする。そこで、まず、平成22年の「改定常用漢字表」（文化審議会答申）にも示された常用漢字表の基本的な性格（参考2）に基づき、法令等を除いて、現状でも、「障害」と異なる表記を用いることが可能であるということを、国語分科会として改めて確認する。

常用漢字表は、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の「目安」であり、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましいとされている。ただし、この表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではない。個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

現在、「ショウガイ者」の「ショウガイ」は、法令や国の公用文では、常用漢字表に従い「障害」と表記することとなっている。しかし、常用漢字表は、地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではない。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。

なお、国語分科会では、平成22年の常用漢字表改定の際に国語施策の観点から「碍」の追加の可否に関する検討を行い、歴史的な経緯等を踏まえた上で、出現頻度や造語力等の選定基準に照らし、この時点においては追加しないという判断に至った。そして、今回の国会からの決議を踏まえ、改めて議論を開始したところである。

その際、国語施策からの検討に加え、広く社会全体で常用漢字表の「目安」としての性格を共有し、それぞれの分野で、様々な観点から「ショウガイ」の表記について考えること、また、これまでの経緯も考慮し、障害者施策の観点からも、表記の在り方について、障害当事者等の意向を踏まえて必要な検討が進められることも重要であると認識している。

参 考

1 衆議院文部科学委員会決議，参議院文教科学委員会附帯決議について

本年5月30日に衆議院文部科学委員会で「スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件」が、6月12日に参議院文教科学委員会で「スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が決議された。

衆議院文部科学委員会決議では「障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべき」、また、参議院文教科学委員会附帯決議では「障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべき」と求めている。

二つの委員会決議は、来る東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけとする法律の改正に併せて行われている。文化審議会国語分科会では、これらの決議を踏まえて検討を始め、まずは急ぎこのとおり、常用漢字表が「障害」と異なる「障碍」「障がい」「しょうがい」などの表記を用いることを妨げるものではないことを確認することとした。

2 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の性格

常用漢字表の基本的な性格は、「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申）の「基本的な考え方」が示すとおり「一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、新たな漢字使用の目安」である。法令や国の示す公用文においては、「公用文における漢字使用等について」（平成22年内閣訓令第1号）や「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日 内閣法制局長官決定）により、常用漢字表に従って漢字を使用することになっており、一つの語に対して一つの表記が対応するよう定められている。常用漢字を決めるに当たっての字種選定基準としては、出現頻度・造語力（熟語の構成能力）が高いこと、漢字仮名交じり文の「読み取りの効率性」を高めること、書籍や新聞の出現頻度が低くても社会生活上よく使われ必要と認められることなどが挙げられる。常用漢字表の「前書き」には、次のようにある。

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼさうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 3 この表は、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあ

るものである。

以上のとおり、常用漢字表は、法令や公用文の漢字使用の基準となる一方で、各種専門分野や個々人の表記に及ぼそうとするものではなく、運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

3 常用漢字表改定の経緯

(1) 文化審議会国語分科会での検討（平成 22 年）

文化審議会答申「改定常用漢字表」は、平成 17 年 3 月 30 日の文部科学大臣諮問に基づき、情報化社会の進展に伴い、昭和 56 年から実施されてきた常用漢字表を改定し（追加 196、削除 5）、2,136 字の表としたものである。

検討の過程で、2 度の意見募集を行ったところ、関係者から「碍」の追加要望が多く寄せられた。この当時、政府には「障がい者制度改革推進本部」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）が設置され、検討内容の一つとして「法令等における「障害」の表記の在り方」が取り上げられていた。国語分科会は「改定常用漢字表」の答申に当たって、「碍（障碍）」は、「字種選定基準に照らして、現時点では追加しない」と判断した上で、「「障がい者制度改革推進本部」において、「「障害」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては、改めて検討することとする」と述べ、障害者政策の観点からの判断があれば、対応することとした。その後、「改定常用漢字表」は政府内での協議を経て、同年 11 月 30 日に、内閣告示「常用漢字表」として実施され、現在に至っている。

(2) 「障害」と「障碍（礙）^{がい}」に関する歴史的経緯について

また、国語分科会は、平成 22 年の常用漢字表改定時に、「障害」と「障碍（礙）」という語をめぐる歴史的な経緯について、以下のような整理を行った。（「礙」は「碍」の別体。）

- ・ 「障害」は、戦前から用いられており、江戸時代末期の辞書にも確認できる。
- ・ 「障害」と「障碍（礙）」は、「しょうがい」と読まれる場合には、明治期から同じ意味で用いられており、明確な使い分けはなかったと考えられる。
- ・ 大正期には、「障害」の方が多く用いられるようになったと考えられる。
- ・ 戦後、当用漢字表、常用漢字表に「害」が入り、「障碍（礙）」という表記は少なくなっていく。
- ・ 「障害者」という言い方が広く用いられるようになったのは、戦後になってからであるとされる。
- ・ 「障碍（礙）」という言葉は「障害」より以前からあったものの、明治期までは「しょうげ」と読まれる場合も多く、その経緯等を踏まえる必要がある。

（参考：第 44 回国語分科会資料 4 「要望の多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/kokugo_44/pdf/shiryo_4.pdf)

(3) 障がい者制度改革推進本部等での検討（平成 21 年～）

「障害」の表記の在り方に関する検討を行うとした「障がい者制度改革推進本部」は、その下に「障がい者制度改革推進会議」を設置した。障がい者制度改革推進会議は、平成 22 年 12 月 17 日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめている。

この中では「「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考え方に基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において、新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない」、 「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである」とするとともに、「表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくするべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである」としている。

（参考：障がい者制度改革推進会議「障害者制度改革の推進のための第二次意見」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken2-1-2.pdf> P.68～）

その後、障がい者制度改革推進会議は平成 24 年に廃止され、同年以降、障害者政策に関する検討は「障害者政策委員会」において行われた。障害者政策委員会は、平成 24 年 12 月 17 日に「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」を取りまとめ、「法制上の「障害」の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する」とし、現在に至っている。

（参考：障害者政策委員会「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/txt/honbun.txt ）